

答申第 1180 号

諮問第 1858 号

件名：不適切保育の認定・指導等についての一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、報告・相談内容の部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 3 月 19 日付けで行った開示請求に対し、知事が同月 28 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 6 年度に特定の幼稚園（以下「本件幼稚園」という。）で一部の教員から提起のあった不適切保育の指摘及び教員の集団欠勤に関して、愛知県民文化局学事振興課私学振興室（以下「私学振興室」という。）が本件幼稚園から報告相談された内容を記した報告書である。

本件行政文書には、本件幼稚園の名称、教員名、相談内容、園の対応状況及び今後の対応予定等が記載されており、本件行政文書のうち、決裁欄、件名、相談者氏名、対応者氏名及び日時を除いた、報告・相談内容の部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示しないこととした。

#### (2) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

審査請求人は、本件不開示部分が、条例第 7 条第 3 号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているものと解される。

しかしながら、本件不開示部分は、人の生命、健康、生活等に直接的な影響を及ぼす内容を含んでおらず、条例第 7 条第 3 号ただし書の規定には

該当しない。

また、本件不開示部分は、本件幼稚園が抱える運営上の課題に関する内部情報であり、公にすることにより、本件幼稚園の一面を表すにすぎない内容が広く流布されるおそれがある。

その結果、入園を不必要に控える者が生じる可能性があり、私立幼稚園においては入園者数の減少が経営に直接的な悪影響を及ぼすので、本件幼稚園に重大な損失をもたらすことが懸念される。

本件不開示部分が開示された場合、地域内における他の私立幼稚園との競争環境において、本件幼稚園の相対的な評価が不当に低下する可能性があり、本件幼稚園の競争上の地位や利益が損なわれるおそれも否定できないことから、本件不開示部分は条例第7条第3号イに該当する。

### (3) 条例第7条第6号該当性について

審査請求人は、これまでの本件幼稚園及び県とのやり取りを踏まえ、本件不開示部分については、幼稚園の運営には問題がない旨の情報が記載されているにすぎないことから、開示しても差し支えないとの趣旨の主張を行っているものと解される。

しかしながら、幼稚園の運営には問題がない旨の情報が記載されているにすぎないというのは、審査請求人の憶測にすぎない。

また、本件行政文書に記載されている内容については県への報告義務は課されておらず、本件幼稚園の自主的な判断により相談・報告が行われたものである。

加えて、本件不開示部分に記載された相談内容は当然開示されることを前提としたものではないため、本件幼稚園も率直に意見を述べている。

このような状況において、相談内容を開示することは、本件幼稚園と県との信頼関係を損ない、今後、県への相談・報告を控える要因となる可能性がある。

さらに、相談内容が開示された場合には、本件幼稚園にとどまらず、他の私立学校全体においても同様に、県への相談・報告を控える動きが広がるおそれがある。

ひいては私立学校への適切な支援をする時期を逃したり、相談支援のために必要な情報収集が困難となるなど、県が行う私立学校に対する相談支援事務の適正な遂行に支障を来たすおそれがある。

以上のことから、本件不開示部分は条例第7条第6号に該当する。

## 4 審査会の判断

### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件幼稚園に係る不適切保育の指摘や教員の集団欠勤に関して令和6年度に私学振興室において作成された3件の報告書であ

り、本件行政文書には、本件幼稚園から報告・相談された内容や対応者の氏名、対応した日時等が記載されている。

(2) 条例第7条第3号イ該当性について

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件不開示部分には、本件幼稚園が抱える運営上の課題に関する内部情報が記載されており、これを公にすることとなれば、本件幼稚園の一面を表すにすぎない内容が広く流布されるおそれがあり、その結果、入園者数の減少が経営に直接的な悪影響を及ぼす私立幼稚園において、入園を不必要に控える者が生じるなど、本件幼稚園に重大な損失をもたらすことが懸念されるとのことである。

当審査会において本件不開示部分を見分したところ、本件幼稚園が抱える運営上の課題や対応状況、検討中の情報など、不特定多数の者に対して公開されることを想定していない本件幼稚園の内部管理情報が記載されていた。これらの情報は、公にすることにより、他の私立幼稚園との競合環境において、本件幼稚園の相対的な評価を不当に低下させるなど、本件幼稚園の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、審査請求人は、審査請求書において、本件不開示部分は条例第7条第3号ただし書に該当する旨を主張しているが、本件不開示部分の記載内容からすれば、これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められない。

よって、本件不開示部分は、条例第7条第3号イに該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

実施機関によれば、本件不開示部分には、本件幼稚園の自主的な判断により行われた報告・相談の内容が記載されており、その内容は当然開示されることを前提としたものではないため、本件幼稚園も率直に意見を述べているところ、これを公にすれば、本件幼稚園と県との間の信頼関係を損ない、また今後、本件幼稚園だけでなく他の私立学校においても県への報告・相談を控える要因となる可能性があるとのことである。

当審査会において本件不開示部分を見分したところ、本件幼稚園からの報告・相談における本件幼稚園と私学振興室との率直なやりとりが記載されていた。そして、私立学校に対する相談支援事務が、その報告・相談内容を他に漏らされることはないという認識及び信頼関係の下で行われるものであることからすれば、これらの情報を公にすることにより、私立学校と県との間の信頼関係を損ない、私立学校が県への報告・相談をためらうことで私立学校への適切な支援に必要な情報収集が困難となるなど、今後、県が行う私立学校に対する同種の相談支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書1 不適切保育の認定・指導及び教諭の集団欠勤中の保育の継続について（令和7年2月17日）

文書2 教員の集団欠勤の事後報告（令和7年2月21日）

文書3 教員の集団欠勤の事後報告（令和7年3月7日）

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
報告・相談内容	条例第7条第3号イに該当 当該法人が抱える運営上の課題に関する内部情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため
	条例第7条第6号に該当 県が行う相談支援事務に関する情報であって、公にすることにより、相談者等の関係者が率直な発言をためらい、相談支援のために必要な情報収集が困難となるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 1 . 7	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 1 . 2 0 (第 719 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 2 . 1 6 (第 721 回審査会)	審議
8 . 3 . 2 4	答申